

高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種のお知らせ

昭和34年4月生まれの方へ

あなたは令和6年度定期接種の対象です

定期接種対象者・接種日に65歳

65歳の誕生日から66歳の誕生日前々日まで

66歳を過ぎて接種を希望する場合は任意接種となります。

したら保健福祉センターへお問い合わせください。

接種期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

助成額 4,000円（生涯に1回のみ）

生活保護受給者は全額補助 ※受給者証の写しが必要です。

（注）医療機関では接種料金と助成額の差額をお支払いください。

医療機関

月新堂医院

伊藤内科

つぐ診療所

静巖堂医院

宮本医院

※上記以外の医療機関で受ける時はしたら保健福祉センターにお電話を！！

・愛知県内

①広域予防接種協力医療機関：広域予防接種連絡票を交付します。

①以外：予診票と請求書をお渡しします。

・愛知県外：予診票と請求書をお渡しします。

※接種するときの注意

・対象者カードを医療機関に提出してください。

・接種の前には「予防接種を受ける時の注意」をよくお読みください。

【問い合わせ先 したら保健福祉センター予防接種担当 電話(0536)62-0901】

予防接種を受ける時の注意

肺炎球菌は主に軌道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、肺血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。肺炎は死亡原因の第3位です。成人の肺炎のうち、1/4～1/3は肺炎球菌が原因と考えられています。

・肺炎球菌ワクチンとは

肺炎球菌には90種類以上の菌型があり、定期接種で使用される23価肺炎球菌ワクチンは23種類の予防を対象としたワクチンです。この23価ワクチン以外に13価ワクチンもありますが、13価ワクチンは定期接種の対象にはなりません。

※過去に23価肺炎球菌ワクチンを受けた人は費用助成の対象にはなりません。

・副反応

接種部位の痛み、腫れ、発赤、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛がある時は医師にご相談ください。

※5年以内に再接種すると、副反応が強く発現すると言われていています。再接種を希望する場合は主治医と相談し、前回接種から十分間隔をあけてください。

・予防接種健康被害救済制度

この予防接種による副反応のために、医療機関で治療が必要な場合や生活が不自由になった場合（健康被害）は、法律に定められた救済制度（健康被害救済制度）があります。